

議案第58号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和元年10月21日付けの愛西市特別職報酬等
審議会の答申に鑑み、議会の議員の報酬月額を改定することに伴い、改正す
る必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

議長	500,000円
副議長	450,000円
常任委員会委員 長及び議会運営 委員会委員長	420,000円
議員	400,000円

を

議長	506,000円
副議長	454,000円
議員	404,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。